

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田口 知明



市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)
地域名 (地域内農業集落名)	生保内南地区 (手倉野、相内端、野村、田向、赤石、堂田、四十程、船場)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 1月12日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内100haほどが基盤整備済であり、大区画ほ場が多く、水稻、そば、大豆等土地利用型作物の栽培が盛んに行われている地域。小面積ではあるがネギ、アスパラガス、キャベツ、白菜、ほうれんそう等の高収益作物の作付けも行われている。
地域の担い手は、3法人と数名の認定農業者となっている。担い手への農地集積はほぼ完了している。
地域の課題としては、猪や熊による農作物の食害や農業施設への被害が深刻化していること。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻生産を主体とし、ネギ、アスパラガス、キャベツ、白菜、ほうれんそうの作付けも作付規模を維持し継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	159.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	159.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全農地を農業上の利用が行われる農用地の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状を維持し、離農者等あった場合は地域の担い手に集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地集積、権利移転は農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
未整理地区は、中山間水田畑地化整備事業の活用により、部分的に耕作条件を改善していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農希望者、新規参入者については積極的に受け入れし、地域の担い手として育成する。 高収益作物作付け希望者についても積極的に受け入れし、新規作物の導入等を進めたい。 農業研修の希望があれば、(農)生保内南は受け入れ可能。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業は、地元防除団体へ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①熊イノシシ等の害獣が頻繁に目撃される地域であることから市担当課、地元猟友会等と連携し、作物被害低減を図る。
- ③ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する。
- ⑦、⑧共同施設(農道、用排水路等)の保全管理は、計画的に地域全体で行う。
既存のライスセンターの稼働率を上げるために、他地区からの受け入れを増加する。